

# 令和2年度大分県立爽風館高等学校（3部制課程）春季編入学試験実施要項



## 1 出願資格

本校で学ぶ意欲が明確である方。高等学校を退学し、高等学校の単位を一部修得している方。

※高等学校の単位を修得していない方は、高校入試での出願になります。

※本校通信制課程との併願は可能ですが、3部制課程に合格した場合は、通信制課程の受験はできません。

※高校入試（特別入試・一次入試）を志願する方は、編入学者試験を志願することはできません。

## 2 入学考査料

950円

## 3 出願

### (1) 願書等提出期間

令和2年1月20日（月）～1月31日（金）

・受付は午前9時から午後4時までとします。

・郵送の場合は「書留」とし、提出期間内必着とします。

### (2) 出願手続き

編入学志願者は、次に示す関係書類を、提出期間内に爽風館高等学校長に提出してください。

「入学願書」・・・・・・ 志願者本人又は保護者が作成します。

＊「写真」・・・・ 縦4cm×横3cmで、裏に氏名を記入し、願書の所定の位置に貼ってください。  
(受験票用に同じ写真をもう1枚用意しておいてください)

「志願理由書」・・・・・・ 志願者本人が記入してください。(保護者名のみ保護者が自署してください)

「単位修得証明書」・・・・ 在籍していた高等学校で作成してもらってください。(開封無効)

「入学考査料」・・・・・・ 950円

「封筒」・・・・・・ 2部 (受験票および受験心得郵送用・結果通知書郵送用)

※いずれも長形3号の封筒(縦23.5cm、横12cm)に84円切手を貼付し、  
志願者の住所、氏名を明記してください。

☆「出願書類」は、本校で配付しますが、本校ホームページからダウンロードすることもできます。様式は予告なく変更される場合もあります。昨年度分の流用等はせず、必ず最新版を利用してください。

なお、郵送を希望する場合は、返送用の封筒(角形2号に140円切手を貼付し、送付先住所、氏名等を明記したもの)を同封の上、下記まで送付してください。

〒870-8525

大分市上野丘1丁目11番14号

大分県立爽風館高等学校3部制課程 入試係

(「編入学願書類送付希望」と記入してください)

## 4 募集人数について（転入と編入をあわせた数）

各部・各学科の入学定員の20%程度とします。

## 5 入学者の選抜

(1) 学力検査：国語・数学・英語の基礎学力検査を行います。出題範囲は、おおよそ次の通りです。

国語：基礎国語力を問う問題から国語総合（高校1年次に学習する内容。ただし漢文を除く。）まで

数学：基礎数学力を問う問題から数学I（高校1年次に学習する内容。）まで

英語：基礎英語力を問う問題からコミュニケーション英語I（高校1年次に学習する内容。）まで

(2) 面接：個人面接を行います。

### (3) 検査日・日程等

#### ① 検査日

令和2年2月20日（木）

#### ② 検査日程等

8:30～ 8:50 受付

8:50～ 9:00 諸注意

9:15～10:00 国語（45分）

10:15～11:00 英語（45分）

11:15～12:00 数学（45分）

12:40～ 面接

※受験者は受験票の他に、鉛筆（シャープペンシルでも可）、消しゴム、定規又は三角定規（ともに長さの目盛り以外がついたものは使用できない）を持参してください。

なお、時計を携帯する場合は、計算機機能等が付属していないものを用意してください。

※当日、食堂は利用できませんので、弁当を用意してください。(面接終了まで、外出できません)

### (4) 検査場

検査場は、大分県立爽風館高等学校とします。

## 6 合格者の発表

令和2年2月21日（金）午後3時に、本校1階玄関「エントランス」前で発表します。また、発表後、志願者本人に結果通知書を郵送します。電話等による問い合わせには、一切応じられません。

## 7 その他

### (1) 県外からの受験

県外からの転居等の特別な理由により爽風館高等学校への編入学を志願する方は、入学日までに大分県内に住所を有する（未成年者は保護者と同居）ことが確実であることを証明する書類等を提出して、許可を得る必要があります。希望者は、1月17日（金）までに爽風館高等学校にお問い合わせください。

### (2) 受験に際しての特別措置

受験する際に特別な措置が必要な場合は、1月17日（金）までに、爽風館高等学校に連絡してください。

特別措置の実施は協議の上、決定します。特別な措置の対象となる方は以下のとおりです。

- ① 身体に障がいがあるため、受験する際に特別な措置が必要である方
- ② 帰国・外国人生徒で、受験する際に特別な措置が必要である方
- ③ その他の事情で、受験する際に特別な措置が必要である方